

平成 30 年 6 月 13 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03209

研究課題名(和文) 日本型企业システムにおける監査役の役割 - 監査委員・監査等委員との対比

研究課題名(英文) Comparison with three types of supervisory organ in the Japanese model company system

研究代表者

西山 芳喜 (NISHIYAMA, YOSHIKI)

九州大学・法学研究院・特任研究員

研究者番号：70109635

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、株式会社のうち、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社における監査役ないし監査役会、監査委員会および監査等委員会の立ち位置とその果たすべき役割いかんを課題とした。取締役の職務の執行を監査の対象とするというわが国固有の監査制度の特質を解明するため、制度の沿革、立法的経緯、法解釈に加えて、経済的背景の分析をふまえた多角的な検討を行った結果、これらはわが国独自の企業経営機構の要の位置にあり、取締役会の活性化・有用化を確保するための最上位の是正者としての地位にあることを解明した。また、その代替的ないし補完的な経営者としての視点の重要性を明確にすることができた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to clear the characters and differences of three types of supervisory organ, Kansayaku(kai), Kansa-iinkai and kansatou-iinkae in company limited by shares in Japan. A conclusion was showed that they stood on the pivotal position of corporate management mechanism in Japan, and elucidated that they work as the supervisory organ of high-end correction for activation of the board of directors. In addition, I was able to show the importance of their viewpoint as the alternative management organ.

研究分野：民事法学

キーワード：監査役 監査等委員会 監査委員会 公認会計士監査 業務監査 代替的経営機関

1. 研究開始当初の背景

平成26年6月、会社法が改正され、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化の観点から、監査等委員会設置会社制度が創設され、翌27年5月1日より施行された。同制度は、従前の委員会設置会社制度(指名委員会等設置会社と改称)の新類型であり、指名委員会・報酬委員会の2制度を廃止する代わりに、監査委員会の職務権限を拡充強化した監査等委員会が設置された。同委員会制度は、監査委員会制度と同様に、監査役会設置会社の監査役及び監査役会制度と競合するものとして立法化された。しかしながら、これらの委員会設置会社では、理念上、代表取締役等ではなく、取締役会が設置し直接に運用する内部統制部門の構築整備を前提とするものであるため、調査や是正の活動の実際は明確に想定されていない。

そのため、その立法の経緯と背景の分析とともに、それらの諸制度について様々な側面からの対比検討を行うことを通じて、それぞれの機能・特質を明らかにする必要が生じた。

2. 研究の目的

わが国の株式会社における監査役(会)制度、監査委員会制度および監査等委員会制度はともに、わが国特有のいわゆる「業務監査」機関としての特質を有している。それゆえ、これらの諸制度の対比・検討を行うに際しては、まず、基礎的な論点として、「業務監査とは何か」、また「業務監査機関とは何か」を解明する必要があった。

わが国の業務監査機関としての上記制度は、業務執行役員としての取締役の選任・解任の権限を有するドイツの監査役会(Aufsichtsrat)制度とも、また、アメリカの大企業にみられる委員会設置会社における監査委員会(audit committee)のように、会計監査人の選任・解任の権限のみを有するものとも異なるものである。

その意味で、わが国のコーポレート・ガバナンス(企業統治)の問題は、株式会社制度と同時に、取締役と監査役という2つの会社運営機関を創設した明治32年制定の商法と当時の社会・経済的背景に遡って考察を始める必要がある。

しかるに、学説上、理論上当然であるかのように、監査役は株式会社の監査機関であり、かつ、監査役の仕事は監査(ないし業務監査)であり、しかも、その監査は適法性監査であると解するのが多数説である。しかし、なぜ、監査役が監査機関なのか、監査機関とは何か、監査とは何か、さらには、適法性監査とは何か、などの基本的な疑問に対して、一般に、合理的かつ説得的な説明がなされているわけではない。これは、昭和25(1950)年の商法改正により、監査役が「会社の業務執行の監督」と「決算の検査」という任務を解か

れ、新たに導入された「会計監査」の任務のみを付与され、それが昭和49(1974)年の商法改正まで続いていたという経緯があるとともに、同改正以後も、会計監査の任務が残されたことと関連する。

さらに、同改正において、「監査役は取締役の職務の執行を監査する」という規定により旧に復したはずが、その文言解釈により、「監査」という言葉が一人歩きを始めたのである。昭和25年商法改正前においては、私法上、財務諸表監査の手続により監査意見を表明するという「監査」の観念はなく、他方で、従前の「決算の検査」は決算手続の調査を示すものにすぎなかったのである。その意味で、「監査役の仕事とは何か」という論点は未だに解明されていないのである。しかも、これは、現在の監査委員会・監査等委員会の監査についても同様に当てはまる問題である。

加えて、監査委員会・監査等委員会は監査機関とされる一方で、監査委員・監査等委員は取締役であり、取締役会での議決権を有することから、その立ち位置のほか、意義と役割が解明される必要がある。しかも、公認会計士による財務諸表監査(決算監査・会計監査等)と異なり、監査役も含めて、これらの者は必然的に経営に参与することになるため、経営者としての視点を持たざるを得ないことになる。監査役等は、取締役会の適切な運営を確保するほか、取締役会の意思決定のプロセスにも関与する一方、広範な調査権を持ち、また、必要に応じて、取締役の不正な行為を差止め、さらには、取締役の任務懈怠の責任を追及する任務を負っている。

このような監査役等の立ち位置や任務の在り方を解明する必要がある。そのため、なぜ、明治32年商法は、株式会社制度を創設するに際して、取締役と監査役とを並列的に制度化したのか、なぜ、昭和25年商法改正では、監査役の任務を会計監査としたのか、なぜ、昭和49年商法改正では、監査役の任務を「取締役の職務の執行の監査」と定めたのか、なぜ、昭和49年改正に際して、多数の商法学者が「適法性監査」という観念を主張したのか、なぜ、委員会設置会社の類型では、監査委員会や監査等委員会の任務を「取締役の職務の執行の監査」と定め、監査役制度を敷衍する形にしたのか、監査役と監査委員会・監査等委員会との異同は何か、などが重要な問題点となる。

むしろ、本研究は、たんに監査役等の問題点を指摘するにとどまらず、その「監査」の本質を明らかにすることを通じて、その有用性を論証しようとするものである。そして、これにより、監査役等の業務監査機関に関する従来の法解釈を一新しようと企図するものである。

3. 研究の方法

本研究は、長年に亘る監査役制度の研究

の成果をふまえ、わが国特有の企業システムの有用性の確保の見地から、各制度の法的構造および現実的な役割の分析検討を試みるものであった。そのため、理論研究としては、とくに、原型としての監査役制度の制度趣旨の解明のため、沿革史の研究に取り組んだ。

また、併せて、日本型コーポレート・ガバナンスの在り方を模索するため、先進諸国の法制度を分析し、業務執行役員を監督すべき非業務執行・独立役員の現状と課題に関する比較法的研究にも取り組んだ。

さらに、他の学問領域(会計学・監査論・経営学等)にも踏み込み、監査役等の活動との関係、とりわけ会計監査における監査役等の役割のほか、経営の意思決定に関する監査役等の役割についても、多元的・実証的に検討した。また、実証的な視点を得るため、監査役等のほか、監査実務を支える人々との交流を図り、その実態と実際上の障害の有り様をふまえる必要があった。

4. 研究成果

監査役制度に関する従前の研究を基礎として、監査委員会・監査等委員会との共通の基盤を明らかにするとともに、併せてその差異の特徴も解明することができた。とりわけ、監査権の所在(範囲・機能)と帰属との区分の観点から、問題点を整理分析することができた。また併せて、監査という用語そのものの意義についても、公認会計士等による財務諸表監査(決算監査・会計監査等)との異同を明確にすることができた。

独任制の監査役と、委員会制の監査委員会・監査等委員会では、監査権の帰属主体が異なることから、監査役の場合とは異なる問題状況が起きる。監査役の場合は、複数の監査役の間で権限の行使の有り様に齟齬が生じる恐れがあるのに対し、委員会の場合は、意見が集約(過半数)されない恐れが生じる。また、監査権の所在について、委員会では、調査権が選定された委員のみに帰属するため、十分な調査が可能か、あるいは、委員間の協力・分担体制が可能か、また、個別・具体的な是正措置の在り方などの問題が生じることが判明した。

また、監査役等の実務の動向を調査し、その実際上の問題点を指摘することができた。とりわけ、常勤者の配置を義務づけられていない委員会制にあっては、理念としては手足となって活動すべき内部統制部門が想定されていても、実際の配置は非現実的などころがあるため、常勤者が常勤監査役と同様の活動を続けている実態が明らかになった。

しかし、別の見方をすれば、アメリカ企業のように、企業の管理と執行が完全に分離される経営機構にあっては、多数の社外取締役という外部者が企業の経営者と言う

より管理者のような役割を担うのに対し、わが国には、企業の管理と執行の分離が十分ではなく、そもそも、企業の管理と執行の分離の観念が乏しいことにかんがみると、むしろ、業務執行者とその監督ないし監視者という組合せもまた必ずしも不合理なものではなく、いわゆる日本の経営の長所となりうるものと思われる。それゆえ、そのような見方からすると、改めて監査役および監査役会制度の日本的経営との親和性が確認できるとともに、監査委員会・監査等委員会の運営上の課題と現状に沿った解決策も改良主義的な観点から示すことができよう。

研究期間中も、講演・研修等を通じて、会社法務関係者に対し監査機関制度の有用性に関する認識を新たにするための啓蒙活動も行った。とりわけ、社団法人日本監査役協会、一般社団法人監査懇話会、社団法人九州生産性本部等を通じて、数多くの会社の監査役等と直接に面談し、現実の監査実務の問題点を聞き取り調査するとともに併せて、彼らに対し監査機関の有用性を説くという活動は意義があったものと思う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

{雑誌論文}(計 6件)

西山芳喜、「監査役とは何か 監査役監査の誤解を解く」、査読無、一般社団法人学士会・學士会会報 928号(34頁)、2018年

西山芳喜監修、岩本泰志著「(西山芳喜講演録)経営監査とは何か - 私見(代替的経営機関説)の立場から -」、査読無、一般社団法人監査懇話会・会報 591号(1頁)、2017年

西山芳喜監修、関根紳仁著「(西山芳喜講演録)監査役の役割とは何か - 日本型企業システムの要として -」、査読無、一般社団法人監査懇話会・会報 581号(1頁)、2017年

西山芳喜、「(書評)弥永真生著『会計監査人論』」、査読無、会計・監査ジャーナル 27巻 10号(94頁)、2015年

西山芳喜、「コーポレート・ガバナンスの今日的課題/会社形態の選択とコーポレート・ガバナンス」、査読無、九州法学会会報 2015年版(78頁)、2015年

西山芳喜、「監査役会制度の卓越性 - 大企業における経営の監視と是正の機関として -」、査読無、月刊監査役 644号(18頁)、2015年

{学会発表}(計 件)

{図書}(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西山 芳喜 (NISHIYAMA Yoshiki)
九州大学・大学院法学研究院・特任研究員
研究者番号：70109635

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()